

議案第 2 1 号

町田市教育委員会会計年度任用職員の報酬に関する規程の
一部を改正する規程について

上記の議案を提出する。

2 0 2 5 年 1 0 月 3 日 提出
町田市教育委員会
教育長 小池 慎一郎

(提案理由説明)

本件は、東京都最低賃金の引上げに伴い会計年度補助職員の一部の職種の報酬の額を増額するため、改正するものです。

別紙のとおり、町田市教育委員会会計年度任用職員の報酬に関する規程を一部改正したい。

なお、改正の概要は、次のとおりです。

1 改正理由

東京都の最低賃金の引上げに伴い、会計年度補助職員の報酬を増額するため、改正するものです。

2 改正内容

一般事務（補助）、一般労務（補助）、保育補助員及び生活指導補助員の勤務1時間当たりの報酬の額を1, 170円から1, 230円に改めます。（別表関係）

3 施行期日

公表の日から施行し、2025年10月1日から適用します。

4 その他

東京都の最低賃金は、2025年10月から時給1, 226円に引き上げられます。

町田市教育委員会会計年度任用職員の報酬に関する規程の一部を改正する規程

町田市教育委員会会計年度任用職員の報酬に関する規程（令和２年３月町田市教育委員会規程第６号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後			改正前		
別表（第２条関係）			別表（第２条関係）		
種別	職種	勤務１時間当たりの報酬の額	種別	職種	勤務１時間当たりの報酬の額
略	略	略	略	略	略
会計年度補助職員（町田市会計年度任用職員の任用等に関する規則第２条第２号に掲げる会計年度補助職員をいう。）	一般事務（補助）	<u>１，２３０円</u>	会計年度補助職員（町田市会計年度任用職員の任用等に関する規則第２条第２号に掲げる会計年度補助職員をいう。）	一般事務（補助）	<u>１，１７０円</u>
	一般労務（補助）	<u>１，２３０円</u>		一般労務（補助）	<u>１，１７０円</u>
	略	略		略	略
	保育補助員	<u>１，２３０円</u>		保育補助員	<u>１，１７０円</u>
	略	略		略	略
	生活指導補助員	<u>１，２３０円</u>		生活指導補助員	<u>１，１７０円</u>
	略	略		略	略

附 則

この規程は、公表の日から施行し、改正後の町田市教育委員会会計年度任用職員の報酬に関する規程の規定は、令和７年１０月１日から適用する。